

# 「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の現在

芝内 則明

2016年にウェブサイトで「復刻版 全国部落調査」の販売が予告され、我々は、販売中止を求めて法廷に提訴した。発売元の鳥取ループ・示現舎は、自らが「研究者であり、被差別部落を広く知らしめることにより部落差別は解消される」と主張した。高裁で、「差別されない権利」が認められ、販売とネット上への晒し等も禁止、削除の判決をだした。しかし彼らは、今日もなお部落差別の拡散をやめない。現在、上訴し係争中である。我々は、最高裁に「差別されない権利」を認めさせることが、今後の人権闘争の大きな分岐点になると考える。他方、立法府には包括的「差別禁止法」制定を強く求めていくことが重要である。

## I はじめに

差別図書『部落地名総鑑（書名は、日本の部落、人事極秘等有）』事件は、1970年代に発覚、告発糾弾闘争が始まった。その原本となったのは、1935年、政府の外郭団体（財団法人中央融和協会）が実施した部落の実態調査の報告書で、翌年1936年に刊行された。調査報告書は、全国5300以上の部落の地名・戸数・職業・経済状態等を記載した非公開の資料である。そこに、過去の地名に現在のものを加筆し、鳥取ループ・示現舎（以下示現舎）「復刻版 全国部落調査」として出版しようとした。

1970年に発刊された書籍の序文には、「採用問題と取り組んでおられる人事担当者や、お子さまの結婚問題で心労される家族の人たちのために、このたび世情に逆行して本書を作成することに致しました」とある。部落出身者を採用することは企業にとってマイナスであり、排除することが社会常識であるかの内容である。1970年代の糾弾闘争から40年以上を経た、2016年2月、神奈川県川崎市の出版社、示現舎は「復刻版 全国部落調査」をウェブサイトのアマゾン（通販サイト）で、4月1日からの出版・販売を予告した。その予告内容は、「復刻・全国部落調査を4月1日に発売します。旅のお供に、図書館での添削に、役立つことでしょう。アマゾンで『全国部落調査』の予

約受付を開始しました。熱烈な予約注文をお願いします。日本の出版史に変革をもたらす本でしょう」というものである。明らかにこの出版が差別を助長・拡大させるもので、部落問題が理解できていない出版社の資質を露呈するものである。特に「旅のお供」という表現があるが、旅をする時に観光ガイドを活用するが、それと同様に各地の被差別部落を知ることによって旅への満足を感じるというのだろうか。まさにそれは、「晒し」でしかなく悪質な差別である。

2月10日、アマゾンが販売を中止した（既に53冊予約済）が、示現舎は「多少の年月がかかっても、『全国部落調査』の出版は必ず実現しますよ。たとえ印刷所に圧力をかけようと、最近では中国でも韓国でも印刷を外注できるので無駄です。紙に限らず、電子書籍もアプリもあります」とさらに挑発した。部落解放同盟（以下、解放同盟）からの抗議、東京法務局長からの「説示」を受けても、姿勢を崩さないばかりか、ネット上に書籍のデータを拡散し差別を煽動した。

そのため、解放同盟は「出版禁止の仮処分」申立を横浜地裁へ、「ウェブサイト掲載禁止の仮処分」申立を横浜地裁相模原支部に行なった。裁判所は2016年3月に「出版禁止」、同年4月に「ウェブサイト掲載禁止」の仮処分決定を下した。

その裁判の経過は以下である。

## 2016年

- 2月 5日 鳥取ループが「全国部落調査・復刻版」の予約開始
- 10日 アマゾンが販売中止
- 15日 解放同盟が法務省へ申し入れ
- 15日 東京法務局がMから事情聴取
- 3月 3日 解放同盟全国大会で出版阻止の緊急行動確認
- 4日 解放同盟が「抗議声明」発表
- 8日 西島書記長（当時）がMと面談、発刊中止を拒否
- 22日 解放同盟が横浜地裁へ出版禁止の仮処分を申立
- 28日 横浜地裁が出版禁止の仮処分決定
- 29日 東京法務局長が人権侵犯事件としてMに説示
- 4月 4日 解放同盟が相模原支部にウェブサイト掲載禁止の仮処分を申立
- 7日 横浜地裁が示現舎に出版禁止の強制執行
- 7日 相模原支部がMのマンションの仮差押決定

- 18日 相模原支部がウェブサイト掲載禁止の仮処分決定
- 19日 解放同盟が東京地裁に提訴（出版、ネット掲載禁止、損害賠償）
- 7月 5日 第1回口頭弁論（東京地裁）
- 19日 相模原支部がMに1日10万円の制裁金決定（間接強制）
- 9月26日 第2回口頭弁論（東京地裁）
- 12月12日 第3回口頭弁論（東京地裁）
- 2017年
- 3月13日 第4回口頭弁論（東京地裁）
- 16日 仮処分決定異議申立に対して横浜地裁が決定
- 16日 出版差し止め仮処分保全抗告審で東京高裁決定
- 26日 第5回口頭弁論（東京地裁）
- 7月11日 不動産仮差押命令異議申立に対する横浜地裁相模原支部の決定
- 9月25日 第6回口頭弁論（東京地裁）
- 25日 「全国部落調査」復刻版出版事件に対する弁護団声明
- 28日 ネット掲載禁止仮処分特別抗告に対する最高裁決定
- 11月10日 出版禁止仮処分特別抗告に対する最高裁決定
- 12月25日 第7回口頭弁論（東京地裁）
- 28日 不動産仮差押決定保全抗告に対する東京高裁決定
- 2018年
- 1月22日 ネット掲載禁止仮処分特別抗告に対する最高裁決定
- 4月12日 第8回口頭弁論（東京地裁）
- 5月18日 第1回弁論準備
- 2020年
- 7月20日 第13回弁論準備
- 8月31日 第1回証人尋問（第9回口頭弁論・原告2名）
- 9月14日 第2回証人尋問（第10回口頭弁論・原告5名）
- 28日 第3回証人尋問（第11回口頭弁論・原告1名／被告2名）
- 11月9日 第4回証人尋問（オンライン）（第12回口頭弁論・原告1名）
- 2021年
- 3月18日 結審（第13回口頭弁論）
- 9月27日 東京地裁判決
- 2022年
- 3月24日 解放同盟が東京高裁に控訴
- 8月 3日 「全国部落調査」復刻版裁判控訴審（第1回口頭弁論・一審原告3名）

11月17日 「全国部落調査」復刻版裁判控訴審  
2023年

6月28日 東京高裁判決

7月6日 解放同盟が最高裁に上告

## Ⅱ. ウェブサイト掲載による二次被害が多発

示現舎が「全国部落調査」復刻版をウェブサイトに掲載した結果、各地でさまざまな被害が広がった。その一つは、各地の自治体や部落解放同盟の事務所に問い合わせの電話が増えたことだ。例えば2016年に鳥取県M町に「インターネットの同和地区一覧に娘の結婚相手の住所が出ている。この地名は本当に同和地区か」という電話の問い合わせがあった。兵庫県では、2018年に部落解放同盟の県連事務所に直接電話をかけてきて、「ネットに出ているが、〇〇（地名）は本当に部落かどうか教えてほしい」と問い合わせた人物がいる。たまたま電話に出たのは県連の役員で、「あなたは何を見たのですか」と尋ねると、電話の主は「全国部落調査を見た」と応えたということである。

また、滋賀県では2016年にシルバー人材センターの喫茶コーナーのカウンターに、示現舎がウェブサイトに晒した「全国部落調査」復刻版の滋賀県部分をコピーしたチラシが放置され、誰でも持ち帰れることができるようになっていた。チラシの裏面には「B出身の著名人」「Kの有名人」などの見出しで、部落や在日コリアンの政治家や芸能人、スポーツ選手の名前が列挙されていた。茨城県では、2018年の春から市の女性職員に対してストーカー行為をはたらく卑劣な人間がおり、女性は警察に訴えた。最初は女性の名前を騙って商品を注文するような嫌がらせだったが、次第にエスカレートし、7月にはその人物は部落出身であると騙り、女性が差別発言を繰り返しているのを「糾弾して欲しい」と訴えた「告発文」を運動団体に送りつけてきた。その後、逮捕され、同じ市役所の男性職員であることがわかった。彼は反省文に「インターネットの『同和地区 Wiki』の茨城県の項目を見て（部落や名前）知った」と書いていた。

さらに、佐賀県では2019年、「全国部落調査」復刻版のデータを取り出して印刷・製本し、3冊を販売するという事件が起きた。販売したのは18歳の男性で、彼は「全国部落調査」復刻版を製本したうえで、インターネットのフリーマーケット「メルカリ」に出品し、1冊3500～5500円で販売をした。佐賀県の調査では、5冊つくり、うち3冊を何者かに販売したということである。解放同盟が当初から心配をしていたことは、現実に生起

した。

これらのインターネット上での被差別部落の晒しに対して、解放同盟は全国で地方法務局に削除要請を行ない、2018年12月に、法務省は人権擁護局救済課長名で「インターネット上の同和地区に関する摘示事案の立件及び処理について」という依命通知を全国の地方法務局に出した。通知は、これまでの方針を変更して「ネットに同和地区情報を載せる行為は差別を助長するものであり、違法行為である」と明確に断言したものである。

依命通知は、目的が何であっても、また差別を助長する意思がないとしても、示現舎の「全国部落調査」復刻版の出版及びウェブサイトへの掲載は、どこが部落だということを摘示すること自体、人権擁護上許されないものであるとした。

### Ⅲ. 「全国部落調査」復刻版裁判—東京地裁に訴訟

「全国部落調査」復刻版の出版禁止仮処分決定（2016年3月、横浜地裁）とウェブサイト削除の仮処分決定（同年4月、横浜地裁相模原支部）がされたが、あくまでも「仮」の判断であるので、原告は、完全に販売中止のために同年4月東京地裁に民事訴訟を起こした。訴状では、①「全国部落調査」復刻版の出版差止め、②ウェブサイトの削除、③損害賠償を請求した。

裁判の原告については、Mがネットに掲載した「部落解放同盟関係人物一覧」に個人名や住所、電話番号などを勝手に載せられた人たちに働きかけ、各都府県連を通じて原告を募った結果、31都府県248名が原告となった。また、団体として解放同盟も原告になり249名が原告となった。

裁判では「4つの権利」侵害を柱とした。①「プライバシー権」—自分たちが住む地域が「ここが被差別部落だ」と公表されたり、インターネット上に本人の承諾なく名前や住所などの個人情報に掲載されたりすることは、プライバシー権の侵害である。②「名誉権」—部落差別が存在している今日社会においては、差別されて名誉が侵害されることがおきる。③「差別されない権利」—憲法14条第1項では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されているが、彼らが拡散している情報によりこの権利が脅かされている。④業務を円滑に行う権利—この事件が起きたことにより、解放同盟の通常業務の一部に停滞が生じた。

示現舎は本訴でも『復刻版』（部落地名総鑑）を出版しても、部落差別は起きない」「学問の自由」等の主張を繰り返してきただけに、裁判所の判断が注目されていた。

2021年9月、東京地裁判決は、出版・インターネット上でのデーターばら撒き・データーの2次利用の禁止（差止め）と損害賠償の双方を認めた。しかし重要な問題があった。差止め範囲を25都府県に限定し、損害賠償も低額だった。また、「4つの権利」侵害のうち①「プライバシー権」と②「名誉権」の侵害しか認められなかった。原告弁護団の河村健夫弁護士は、「判決が原告らの救済を部分的にしか認めなかった原因は、本件のように部落差別にしか使えない情報を大量にばら撒くという確信犯的な差別行為に対しては、ストレートに『差別されない権利』を認めて救済にあたるのが最も適切な対応である。現に、判決に先立つ仮処分手続等においては『差別されない権利』を認め、『全国部落調査』復刻版に掲載された全都府県に対する差止めを認めていた。さらに、判決では原告本人の『現住所・現本籍』が『全国部落調査』復刻版に掲載された場合にのみプライバシー権侵害を認めるという『ルール』を設定した。『過去の住所』や『出生地』、『親族の住所』が掲載されてもプライバシー権侵害を認めない。その結果、地方から上京して東京都内に住所を置いた原告などは権利救済を否定された。判決がそのような『ルール』を設定した理由は、部落差別をする者は『全国部落調査』復刻版に記載された地名と対象者の現住所・現本籍を照合し、両者が一致すれば部落差別に及ぶという形態での部落差別を想定しているからである。部落差別の発生原因を『地名による差別』に限定して考えている点できわめて特異であり率直に言って部落差別（とくに身元調査）の実情をまったく理解していない」と批判している。

基本的には、解放同盟の主張が支持された判決であった。同和对策審議会答申、同和对策事業、部落差別解消推進法を踏まえた上で、「現在もなお部落差別は存在する。『復刻版』は法務省が10年かけて回収・焼却処分した部落地名総鑑と同種のもの」「『復刻版』の出版・ネット掲載は人格権に対する権利侵害行為である」として、仮処分決定は妥当であるとの決定が出された。しかし、個人への権利侵害は認められたが、団体（解放同盟）に対する権利侵害（業務遂行権の侵害）は否認された。

## 1. 地裁判決の評価と課題

（参照：鳥取ループ裁判の判決について 河村健夫・「全国部落調査」復刻版出版事件弁護団）

### （1）裁判の概要

「全国部落調査」は、1975年に発覚した深刻な部落差別（就職差別）事件である地名総鑑事件で焼却処分された被差別部落のリスト「部落地名総鑑」

の原典とされる。「復刻版 全国部落調査」の出版を許せば、再び深刻な就職差別、結婚差別、身元調査が横行する。

出版社の経営者 M (ツイッター名義「鳥取ループ」) は、「復刻版 全国部落調査」を出版しようとするだけでなく、データをネット上でばら撒いた。さらに、「部落解放同盟関係人物一覧」などと称し、解放運動関係者の住所や電話番号、所属団体の役職、SNSのアドレスなどを本人の承諾なく記載したデータをネット上でばら撒いた。現在はネット社会である。データがネット上でばら撒かれる限り、部落差別はなくなるどころか激化する。

そこで、①「復刻版 全国部落調査」の出版とネット上でのデータばら撒きの差止②「部落解放同盟関係人物一覧」のネット上でのデータばら撒きの差止③損害賠償 (原告 1 名あたり 110 万円) を求めて 2016 年に提訴したのが「全国部落調査」復刻版裁判である。原告数 249 名の大型裁判であった。

## (2) 判決の概要

足掛け 5 年の裁判は、2021 年 9 月 27 日に地裁判決が出た。その概要は①「復刻版 全国部落調査」について、掲載された 41 都府県のうち 25 都府県の記載部分の出版及びネット上での情報開示の禁止 (差止) と原告の損害賠償を認め②「部落解放同盟関係人物一覧」のデータばら撒きについて、差止は否定したものの違法性と損害賠償を認めた。損害賠償を認めた原告は判決時の原告 236 名のうち 219 名、賠償額合計 488 万 6500 円であった。判決に対し原告、被告の双方とも控訴した。

## (3) 判決の評価

判決は非常に中途半端で論理的にも分かりにくいのが、整理して評価すると次のとおりである。

### ①被差別部落のリスト作成は違法であり人格権侵害と判断

判決は「復刻版 全国部落調査」について、被差別部落の地名のみが記載されたりリストであっても公表は身元調査を容易にするため、原告らのプライバシー権・名誉権を侵害する違法行為とした。

判決は「復刻版 全国部落調査」のうち 16 都府県については出版等の差止を認めていないが、当該都道府県の被差別部落のリスト作成を「適法」とした訳ではない。判決は「差止の範囲は当該原告が住所・本籍を置いている都府県の範囲に限られる」という珍妙な論理を採用し、それゆえに一定の都府県との関係において救済を否定される原告が発生した。たまたま、ある都

府県において判決が設定した条件を満たす原告がいないために差止が認められなかったとしても、判決は当該都府県における被差別部落のリスト公開について「違法」であると判断している。

また、判決は被差別部落のリスト公開に対し、損害賠償を認めるだけでは不足と判断し、人格権侵害を理由とする公表禁止（差止）まで認めた。つまり、原告の受けた被害は「結婚、就職等において差別的な取扱いを受けたり、誹謗中傷を受けたりするという深刻で重大なものであり、その回復を事後に図ることは不可能」と明快に断じ、人格権侵害を認めたのである。

## ②「部落解放同盟関係人物一覧」の違法性と差止の必要性も肯定

判決は「部落解放同盟関係人物一覧」についてもプライバシー権侵害・名誉権侵害であり違法であるとして損害賠償を認めた。なお、判決は「部落解放同盟関係人物一覧」に関する差止を認めていないが、その理由は「部落解放同盟関係人物一覧」の情報が既に削除済みであるなどの技術的なものであり、差止の必要性は肯定している。

## ③差別されない権利を認めなかった誤り

判決は「差別されない権利」に関して「権利の内実は不明確であって、プライバシー等他の権利が侵害されている場合を超えてどのような場合に…権利が侵害されているのか…判然としない」として、その権利性を否定した。

しかし、「プライバシー権侵害はないが、差別されない権利の侵害だ」との場面は容易に想定できる。判決によれば、「自分は被差別部落出身だ」と積極的に公表した者はプライバシー権侵害が成立しない事になるが、その者に対して「被差別部落出身だからお前は就職させない」と扱えば、それは部落差別であり差別されない権利を侵害する。判決の誤りは明白だ。

## ④アウトティング被害について鈍感な判断

判決は「被差別部落出身」「関係団体の役職」などの個人情報を被告が暴露しても、その情報が「既に広く知られている又は不特定多数の人に知られることを容認している」として、認定した原告の権利侵害を否定した。

しかし、原告は被差別部落出身であることを信頼できる人に伝えることはあっても（カミングアウト）、「復刻版 全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」などの「差別にしか利用されないリスト」に個人情報を勝手に暴露されること（アウトティング）は一切承諾していない。判決の判断は誤っている。

#### ⑤現在の住所地・本籍地に関わる原告のみ救済した誤り

判決は、現在の住所地・本籍地が「復刻版 全国部落調査」に記載されている原告のみを救済し、過去の住所地・本籍地が掲載された原告や、親族の住所地・本籍地が掲載された原告の救済を否定した。

しかし、「被差別部落とされる地域に現在の住所・本籍がある」人のみが部落差別にあう訳ではない。結婚差別を見れば、地方の被差別部落出身者が東京に移住し別の住所・本籍を持っていても、結婚に際して戸籍情報を調査され「被差別部落出身者とは結婚させない」などと差別されるのが、根強い部落差別の実態なのである。

判決は部落差別の実情を全く知らず、机上の空論で逃げた。

#### ⑥原告部落解放同盟の「業務を円滑に行う権利」の侵害を認めなかったこと

判決は、原告部落解放同盟の「業務を円滑に行う権利」の侵害を否定した。裁判では、個人原告とは別に部落解放同盟も原告に加わっているが、訴訟の原告となることで自身のプライバシーが晒されるリスクや相応の精神的負担を生じることを考慮すれば、多年にわたり部落差別の解消を目的として活動を続けてきた部落解放同盟が、部落出身者等の権利を実現するために原告となることの意義は極めて大きい。

判決は係る原告部落解放同盟の訴訟参加の意義を全く理解していない。

#### ⑦「復刻版 全国部落調査」全体の差止を認めなかったこと

判決は「差別されない権利」の侵害を否定し、プライバシー権侵害と名誉権侵害のみを認めた結果、「復刻版 全国部落調査」全体の差止を認めず、権利侵害を認定した原告が存在する都府県のみを差止の対象とした。これは、最も問題である。

原告は、「復刻版 全国部落調査」について被差別部落の地名リストが回ること自体が権利侵害であり、被害であることを主張した。

しかし、判決は、仮処分段階で認められていた「差別されない権利」を否定し、極めて狭い「プライバシー権」の理解を前提として、一部の都府県についてのみ「復刻版 全国部落調査」の差止を認めた。判決はその冒頭で日本に残る根強い部落差別について詳論しているにもかかわらず、一部都府県とはいえ差止の範囲から除外する判断を行った。その判断は被差別部落のリスト作成自体を違法と認めながら実効性ある判断から逃げたものであり、許されない。

以上のとおり判決には重大な欠陥が存在するが、被差別部落のリスト作成

は「復刻版 全国部落調査」記載の全ての都府県で違法性を有すると判断した点は重要であり、部落差別撤廃に向けた武器として活用できると考える。

#### Ⅳ 東京高裁控訴審

(参照：解放新聞大阪版 20230625)

原告弁護団：山本志都弁護士は、控訴審判決の注目点として、①全体の差し止めが認められるのか、差別されない権利が認められるのか、②自ら情報を公開しているものの損害を認めるのか、③団体の損害を認めるのか、④損害額を増額されるのかの5点を指摘。

特に現在部落に住んでいない人でも身元調査などによって戸籍などにさかのぼって差別される可能性がある部落差別の実情、自ら出身であることを明かすカミングアウトと他人によって出身を暴かれるアウトティングの違いを理解した上での判断になるのかが注目されると強調した。

弁護団：指宿昭一弁護士は、「日本には差別を禁止する法律がないが、憲法14条で差別されない権利を保証している。東京高裁にはそこまで踏み込んで判断してほしい」

弁護団：河村健夫弁護士は、「部落差別では引っ越しをしても戸籍をさかのぼって被害にあうケースはいっぱいある。現住所でしか被害を認めない、アウトティングとカミングアウトの区別をしていない地裁判決はおかしい」などと強調した。

弁護団：中井雅人弁護士は、原告になれなかった人がたくさんいるのが差別の現実。部落解放同盟という団体が当事者になったり、差別されない権利を求める必要がある事を裁判所は読み取ってもらいたい。

部落解放同盟中央本部：赤井隆史書記長は、鳥取ループ・示現舎のこの間の動きについて、「部落探訪」動画はユーチューブによって削除されたが、新たなサイトを立ち上げ同じものを有料で公開していること。チャットGPTを悪用して部落の所在地を答えさせる様子を動画にしてアップするなど極めて悪質な行為を続けており、模倣犯も現れていることなどを指摘した。

#### (1) 高裁判決に対する原告団・弁護団声明

##### 1. 事件の概要と判決の内容

本日、東京高等裁判所第16民事部（土田昭彦裁判長）は『全国部落調査』復刻版出版事件の控訴審判決を言い渡した。

『全国部落調査』復刻版出版事件とは、「示現舎」を名乗る出版社が、「復刻版全国部落調査」と称して全国の被差別部落の所在地や当該被差別部落

の「生活程度」などを一覧表にした書籍を出版しようとし、同書籍の電子データや「部落解放同盟関係人物一覧」などと称して個人の住所や電話番号・SNSのアドレスなどのプライバシー情報を承諾なくインターネット上に開示しダウンロード可能な状態に置いていたことに対し、原告ら合計249名が、①「復刻版全国調査」の出版の禁止や上記データ類をインターネット上から削除することを求め、②「部落解放同盟関係人物一覧」のインターネット上からのデータ削除を求め、③原告110万円の損害賠償を求めている事件である。

2021年9月27日の東京地裁判決は、①「復刻版全国部落調査」の差止め・ネット上でのデータ配布の禁止・当該データの二次利用の禁止を認めたもののその範囲は25都府県に限定し、②「部落解放同盟関係人物一覧」については既にネットから削除済みであることなどを理由として差止めは認めず、③原告らの大部分について1人あたり5500円から4万4000円の損害賠償(賠償の総額:488万6500円)を認める判断を示していた。

これに対し、一審の原告及び一審の被告の双方から控訴がなされ、東京高等裁判所において審理が続いていた(なお、一審原告は死亡などにより判決時点で235名(うち個人原告234名)に減少している)。

本日の判決は、①「復刻版全国部落調査」の出版差止めについて認める判断を維持した上で、差止めの範囲を一審判決の25都府県から31都府県に拡大し、②「部落解放同盟人物一覧」については一審判決の判断を維持し、③賠償については賠償の総額を約550万円に増額する内容である。

## 2. 判決の評価

高裁判決が「復刻版全国部落調査」の差止めを認め、一審原告らに対し賠償を認める判断を維持した点は妥当である。そして、差止めの範囲について地裁判決の25都府県から31都府県に拡大した点は積極的に評価するべきである。

高裁は、事実認定の部分において各種の資料引用を大幅に増加させ、現在も残る厳しい部落差別の実情について詳しく認定した。かかる「現在も残る厳しい部落差別の実情」に関する事実認定の追加を踏まえ、地裁判決で否定していた「差別されない権利」の侵害を認めたのである。「差別されない権利」は本件の実情に最も適した権利内容であるところ、各種の裁判例に先駆けて「差別されない権利」を人格権の内容として認めた高裁判決について、原告及び弁護団は高く評価する。

なお、高裁判決は31都府県の差止めを認めているが、これは残余の10

都府県について「復刻版全国部落調査」の出版等を許したのではない。判決はかかる被差別部落の地名リストを出版すること等については違法であるとしつつ、10 都府県には原告が存在しないとの理由で差止めを認めなかったのであり、被差別部落の地名リストの発行はいかなる地域を対象とするものであっても違法なのである。

判決は、権利侵害を認めた原告の範囲について、地裁判決が「現在の住所・本籍が被差別部落ある原告」としたことに対し「現在の住所・本籍、親族の住所・本籍、親族の過去の住所・本籍が被差別部落にある原告」にまで拡大した。身元調査が「戸籍を遡って取得し、被差別部落出身者かどうかを判断しようとする」形で行われる身元差別の実態を直視した判断であり、この点も妥当である。

また、部落差別の実情を踏まえて賠償の総額を増額した点、責任を負う者について地裁判決が一審被告のうち1名しか認めなかったのに対し、個人被告2名と出版社（会社）の責任を認めた点も評価すべきである。

### 3. 原告団と弁護団の決意

以上のとおり、高裁判決は「復刻版全国部落調査」や「部落解放同盟人物一覧」について、その情報の公開が部落差別を助長する違法な行為であることを認め、出版の差止め、インターネット上での情報公開の禁止、二次利用の禁止、損害賠償の全てを認めた。

特に、「差別されない権利」を人格権の内容として認め、差止めの範囲を拡大し、損害賠償を増額した判断は、高等裁判所の良識を示すものとして高く評価する。

原告団・弁護団は、本判決があらゆる反差別の闘いにおいて活用され、差別のない世の中を作ることに活用されることを望んでいる。

高裁判決が差別されない権利を認めながら全国41都府県の差止めを認めなかった点、部落解放同盟の業務遂行権の侵害を認めなかった点は不服であり、今後精査の上、上告する予定である。

以上、声明とする。

2023年6月28日

『全国部落調査』復刻版出版事件原告団・弁護団一同

(2) 画期的な控訴審判決 次の闘いに活かそう 「全国部落調査」復刻版出版事件裁判闘争（部落解放同盟中央本部／編集・発行）

1. 東京高裁が、部落問題の現状と深刻さの認識について判決文に明記！

### 【判決】

本来、人の人格的な価値はその生まれた場所や居住している場所等によって左右されるべきではないにもかかわらず、部落差別は本件地域の出身等であるという理由だけで不当な扱い（差別）を受けるものであるから、これが上記の人格的な利益を侵害するものであることは明らかである（判決文 23 頁）。

本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公開され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない。（判決文 23 頁）

## 2. 「全国部落調査」控訴審判決の要旨 5つの争点に対する判断

### ① 「差別されない権利」を認めた

#### 【判決】

憲法 13 条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法 14 条 1 項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である（判決文 22 頁）。

◎憲法 13 条、14 条の趣旨に照らし、「人は誰しも不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることが出来る人格的な利益を有するもので、法的に保護される利益である」とし、〈差別されない権利〉を認めた。つづいて「人は本来、生まれた場所で差別されるべきではない」とし、①部落差別はまだ存在し、法務省の調査のとおり心理面の隔たりがあること、②それら出身による差別が人生に破壊的な影響を及ぼすこと、③ネットでの誤った情報の拡散、などを理由に、このような状況で平穏な生活を送ることはできないし、それを我慢することでもない。「全国部落調査」復刻版など示現舎代表ら被告側が出した情報は「人格的な利益を侵害するもの」としている。

### ② プライバシー権の是正

東京高裁は「復刻版」の差し止めについて、プライバシー侵害で判断すべきではない、「差別されない権利」によって判断すべきだと是正した。

#### 【判決】

プライバシー権及び名誉権はいずれも人格権に基づくものであるから、こ

これらの権利利益は上記の人格の利益（＝「差別されない権利」）において考慮するのが相当である（判決文 20 頁）。

### ③差し止め範囲の拡大

東京高裁は差し止めの基準を見直し、新たに長崎、佐賀、山口、徳島、三重、茨城の 6 県を追加（25 都府県＋6 県＝計 31 都府県）。

10 県は「原告がいない」から差し止めが認められなかったのであり、被差別部落の地名リストの公表はいかなる地域であっても違法だという判決の内容は変わらない。

除外された 10 県は公表してもいいということでは決していない。

### ④系譜性認め、原告の範囲拡大

一審は、損害を受けた人の範囲を原告本人の「現住所・本籍」に限定した。東京高裁は、加えて原告本人の「過去の住所・本籍」＋「親族の現在の住所・本籍、親族の過去の住所・本籍がリストにある原告」に拡大した。

#### 【判決】

現に本件地域に住所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受け又はそのおそれがあるものと判断するのが相当である。（判決文 25 頁）

### ⑤示現舎と一審被告 J にも損害賠償責任

一審判決では、一審被告 M だけに損害賠償責任。

会社としての示現舎と、社員であった J にも損害賠償責任を課した。

#### 【判決】

不法行為は 1 審被告 M 及び 1 審被告示現舎が一体となって行ったものと認めるのが相当である（判決文 30 頁）。

1 審被告 J は、示現舎の業務執行社員であった上、(中略) 示現舎がこれを出版するものと認識していたことや、本件地域情報の公表がもたらす結果の重大性に鑑みると、(中略) 会社法 597 条に基づく責任を負う。（判決文 30 頁）

#### ◎今回判決の根拠となった会社法 597 条について

会社法 597 条（持分会社／業務執行「有限責任社員」・業務を執行する有限責任社員の第三者に対する損害賠償責任）

条文 第 597 条（業務を執行する有限責任社員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限社員は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う）

#### ◎「業務を執行する有限責任社員」がその職務を行うについて悪意又は

重大な過失があったときは、当該有限責任社員は、連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものである。

## 2. 示現舎・鳥取ループ（一審被告ら）の主張—その屁理屈への批判と悪意性を指弾！

① 「行政の調査報告書など地名が掲載された書籍はほかにもある」

そもそも「全国部落調査」の復刻版出版自体が「作成目的や趣旨に反する」もの調査報告書などは「趣旨、目的を異にするものである。」

② 「公表しないことがかえって差別を助長することになる」

### 【判決】

（被差別部落の地区の公表は）不当な扱い。（差別）を招来し、助長するおそれがあることは明らかである。（判決文 23 頁）

③ 「部落を公表すれば差別はなくなる」

### 【判決】

公表されることによって、これが解決される具体的な根拠、見通しがあることを基礎付ける証拠もない。（判決文 23 頁）

④ 「同和問題の研究の自由の侵害だ」

### 【判決】

1 審被告らが主張する不利益と、「全国部落調査」の公表が禁止されることによって保護される本件認容原告らの利益を比較衡量するも、後者が前者を凌駕することは明らかである（判決文 31 頁）。

公表による重大な人権侵害に比べれば、研究の自由が損なわれるなどという不利益は、比較できないほど小さなものだと切り捨てた。

## V 最高裁へ上告

「全国部落調査」復刻版出版裁判で弁護団が上告理由書提出。

「差別されない権利」を認める画期的な判決が出た「全国部落調査」復刻版裁判で、原告及び弁護団は 7 月 6 日、最高裁に上告理由書を提出した。

理由書で弁護団は、差止め範囲について、高裁判決は 41 都府県のうち 10 県の差止めを認めなかったが、「差別されない権利」を認める以上、全部の差止めを認めるべきだと是正を求めた。

また、高裁判決が、「親族が被差別部落に住所・本籍を置いている」原告のうち、「父親」「母親」「祖父」「配偶者」など直系親族は差止め及び損害賠償請求を認めたが、「妹」「叔母（父の姉）」などの傍系親族を認めていないことは、身元調査などの差別の実態から間違っていると指摘、是正を求めた。

また、損害賠償額があまりにも小さいことに対し、損害額算定でインターネットの特性を考慮していないこと、低額な賠償額が差別言論の横行を許すとして損害額を引き上げるよう是正を求めた。

高裁判決は、解放同盟に所属していることが「一般に広く知られている者」、「自ら積極的に公開している者」にはプライバシー権侵害が認められないと判断したが、プライバシー権に対する理解不足だとして是正を求めた。

## VI. おわりに

「差別されない権利」は、新しい権利と言われている。裁判闘争は最高裁へと進みよいよ部落差別が現存していることを法廷において判断をされるということである。

金子匡良法政大学法学部教授は、「東京高裁判決は、差別されない権利を憲法上の人権として明確に導き出した点において画期的な判決ということができ、その点においては高く評価することができる。そして、その延長線上で、一審判決より差止めの対象範囲を広げたことも、救済法の観点から見て評価に値する。他方、差別されない権利の救済という点では、まだ及び腰などところが多く『権利あるところに救済あり』という救済法の要請を満ちし切れていないと述べる。差別されない権利という新しい権利を認めた以上、それを実効的に救済するために、どのような救済手法が最も効果的なのかを踏み込んで検討する必要がある。かつてアメリカでは、黒人差別が訴訟で争われた際に、裁判所が原点である黒人の個別的な権利救済だけでなく、社会的な制度の改善を命じる判決を出し、黒人の置かれている社会状況そのものの変容を求めた。こうした訴訟は制度改革訴訟と呼ばれ、その中で救済法も大きな発展を遂げていった。『差別されない権利』は個別的な権利であるとしても、その侵害を救済するためには、差別的な社会状況へのメスを入れる必要がある。今回の裁判についていえば、少なくとも『全国部落調査』複製版それ自体の公開を全面的に差し止め、差別的な情報の流布を根絶することによって、部落差別は違法な反社会的行為であるということを示すことが求められる。この裁判は最高裁に上告されることになっている。仮に最高裁が東京高裁の判断を引き継ぎで、『差別されない権利』を認めれば、『差別されない権利』が新しい人権として判例上確立することとなり、今後の、差別を受けた人びとが裁判で争う際の有益な武器となるであろう。そして、『差別されない権利』をめぐる裁判が各地で起こされ、その救済が図られていく中で、差別的な社会状況の改善が進むという制度改革訴訟の効果も期待できるであ

ろう。その一方、この裁判が最高裁で審理されることには、大きな不安も伴う。これまでの最高裁は、新しい権利の創出には極めて消極的で慎重であり、下級審が是認した新しい権利を否定した例も多い。東京高裁が明確に認めた差別されない権利を、仮に最高裁が否定した場合には、差別されない権利は認められないという判断が判例として残ることとなり、以後、下級審がこの権利の存在を認めることは難しくなるであろう。『差別されない権利』にとっては、最高裁がその成否を決する最終決戦の場となる。この裁判は、部落差別やヘイトスピーチに関する人権訴訟として重要な意義を有するが、差別されない権利を確立できるか否かにおいて、日本の人権訴訟としては、まさにエポックメイキングな裁判であるといえる。この裁判によって、差別されない権利が確固たる地位を得て、今後の人権訴訟を大きく前進させていくことになるか、それとも、その途が閉ざされてしまうのか。すべては最高裁での闘いにかかっている」と部落解放 844 号で執筆している。

また、北野隆一朝日新聞編集員は、差別されない権利について次のように主張している。

「差別の解消に向け注目される判決が6月28日にあった。部落解放同盟と同盟員ら230人余が、川崎市の出版社と経営者らを相手取り起こした訴訟だ。被差別部落の地名リストの復刻版の禁止や、ネット上のリストの削除などを求めた。東京高裁は『差別されない人格的利益』を初めて認めた。(略)2021年9月にあった東京地裁の判決では、個人の住所や本籍が被差別部落にあたるかどうかはリストと対照すれば容易に知り得るとして、プライバシー権の侵害にあたと認めた。プライバシー権と名誉権の侵害をおおむね認める一方で、その他の侵害は否定した。現在の住所や本籍がリストにない原告については、個別のプライバシー侵害を否定した。差別されない権利については『原告の主張する権利の内実是不明確でどのような場合に侵害されているのか判然としない』と退けた。『全国部落調査』に地名が掲載されたのは41都府県。このうち31都府県の原告が提訴し、地裁判決は25都府県の公表禁止を認めた。原告のプライバシー侵害が認められないことなどを理由に、6県分を対象からはずした。地裁判決を受けて原告と被告の双方が控訴していた。原告側は『高裁は公表禁止の対象を限定した一審判決を見直すかもしれない』と予想・被差別部落出身者を理由に結婚が拒否された実例などを示した。東京高裁の土田昭彦裁判長は今回の判決で、プライバシー権侵害とは別の論理構成で原告側の請求を認めた。個人の尊重や幸福追求権を定めた憲法13条と、法の下での平等を定めた14条に言及。『人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間として尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることが

できる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である』とした。救済範囲は原告本人や家族の過去を含む住所や本籍がリストにあった場合にも広げた。公表禁止の対象は地裁より6県分増えて31都府県になった。原告代理人の河村健夫弁護士は、『差別の具体的な被害の発生に至らなくても、不安感だけで法的利益の侵害を高裁判決が認定したこの意味は大きい』と解説する。同じく代理人の指宿昭一弁護士は、『差別されない権利』が憲法にもとづく人格権として認められたと評価。『裁判史上初めてだと思う。部落差別以外にも外国人やLGBTら、差別をされたさまざまな人の救済に使える画期的な判断だ』と述べた。一方で、被告の出版社経営者は『いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告するが結論は期待していない』とコメントを出した。判決の影響は広がり始めている。在日コリアンが差別的な書き込みで名誉棄損されたとして提訴した訴訟では、判決を引用し『差別されない権利』を認めるよう求める書面を提出した。憲法14条は学界や裁判では、不合理な区別の禁止（平等権）を定めた条項だと理解されてきた。『差別されない権利』を認めるべきだとする説は、木村草太・東京都立大学教授（憲法）ら少数にとどまっていた。木村氏は被差別部落をめぐる今回の訴訟の意見書で、リスト公表は差別されない権利を侵害すると主張した。差別されない人格的利益が認められたことについて、『ここまで明言した判例はなく重要な判断だ』とする。『学界や裁判所は差別の問題を十分に理解していなかった。問題に取り組むべきだという社会の流れの上に今回の判断がある』とした。画期的な判決が出たことは前進だが課題も残る。2016年に制定された部落差別解消推進法やヘイトスピーチ解消法は、差別について『許されない』などとするが、明確に禁止する規定はない。川崎市は差別行為に刑事罰を科す条項を盛り込んだ条例を2019年に制定。各地で追随する動きもあるが、少数にとどまる。救済を求める人にとっては、全国で適用される『差別禁止法』がないことが高い壁になっている。高裁判決で救済対象は広がったものの、リスト全体の禁止には至らなかった。『原告の片岡明幸・部落解放同盟副委員長は、原告がいない県にまで対象を拡大できないことは、現在の法体系の限界を感じる。『判決を足がかりに国会で差別禁止法の制定運動を強めたい』としている』。

司法での判決の限界である「差別されない権利」の具体的救済を考えた時には、抜本的な差別禁止法制定が制定されなければ示現舎のようなインターネット上で差別を拡散している現実に対応する手段はない。彼らは刑罰にならない事を周知の上で好き放題をしているとしかいいようがないのである。

全国で30都府県280カ所がネット上に晒されている「部落探訪」削除の

裁判闘争もいよいよはじまった。高裁判決を武器としてわが国の人権意識を高めていかなければならない。

#### 参考文献

- (1) 部落解放同盟中央本部、「全国部落調査」復刻版出版事件糾弾本部、『差別を助長する「全国部落調査」復刻版 許すな！鳥取ループ・示現舎 「全国部落調査」復刻版出版事件 裁判・特集』
- (2) 部落解放第 844 号、2023、解放出版社
- (3) 解放新聞大阪版 20230625
- (4) 部落解放同盟中央本部、2023、画期的な控訴審判決 次に闘いに活かそう
- (5) 解放新聞埼玉県版、2023、第 1150 号
- (6) 朝日新聞、2023、オピニオン

#### Abstract

On a website in 2016, the sale of the “Reprint Edition National Buraku Survey” was announced, and we filed a lawsuit seeking its cancellation. The publisher, Tottori Loop-Jigensha, claimed that “they were researchers and that by raising awareness about Buraku, discrimination would be eradicated.” The High Court acknowledged the “right not to be discriminated against” and ordered the prohibition of activities such as selling and disclosing Buraku-related information online, along with the removal of existing data. The publisher, however, continues to disseminate materials of discrimination to this day. The case is currently under appeal, but we believe that securing the “right not to be discriminated against” for the Supreme Court will be a significant turning point in future human rights struggles. Meanwhile, it is crucial to advocate for the establishment of comprehensive “Anti-Discrimination Laws” to the legislature.

(しばうち のりあき 部落解放同盟広島県連合)